

2009年6月29日 全4頁

# 金融商品会計—複合金融商品の見直し—

制度調査部  
鳥毛 拓馬

## 区分処理の基準を再検討

### [要約]

- 企業会計基準委員会(ASBJ)は2009年5月29日に、「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」(以下、論点整理)を公表した。
- この論点整理は、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が共同でプロジェクトを進めている金融商品会計に関する3つの長期プロジェクト(現行基準の置換え、負債と資本の区分、認識の中止)のうちの「現行基準の置換え」に応じて、ASBJでも審議されているものである。
- 本稿では論点整理のなかで取り上げられた論点のうち、「複合金融商品の区分処理」について概説する。

## 1. はじめに

- 企業会計基準委員会(ASBJ)は2009年5月29日に、「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」(以下、論点整理)を公表した。
- この論点整理は、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が共同でプロジェクトを進めている金融商品会計に関する3つの長期プロジェクト(現行基準の置換え、負債と資本の区分、認識の中止)のうちの「現行基準の置換え」に応じて、ASBJでも審議されているものである。
- 論点整理に対するコメントは、2009(平成21)年7月29日まで募集している。ASBJはコメントを参考に、IASB・FASB に対して意見発信を行うとともに、金融商品会計に関する会計処理の見直しについて検討を続けていく予定とのことである。
- 以下では、論点整理のなかで取り上げられた論点のうち、「複合金融商品の区分処理」について概説する。

## 2. 現行の日本基準の取扱い

- 複合金融商品とは、複数種類の金融資産または金融負債が組み合わされているものをいう(金融商品会計基準 52)。金融商品会計基準では、複合金融商品について以下の2つに分けて、それぞれ会計処理を規

定している。

●複合金融商品

- ①払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品(転換社債、新株予約権、新株予約権付社債など)
- ②払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品(その他の複合金融商品)

○今回の論点整理で取り上げられているのは、②払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品(以下、その他の複合金融商品)である。

○一方、①払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品(転換社債、新株予約権、新株予約権付社債など)については、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)の共同プロジェクトで別途検討されている「負債と資本の区分」にも関係することから、論点整理では取り上げられていない。

○日本基準では、その他の複合金融商品について、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産または金融負債を区分せず一体として処理することとされている(金融商品会計基準第40項及び第117項)。

○これは、構成する複数種類の金融資産または金融負債は、それぞれ独立して存在し得るが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生するため、資金の運用調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点に基づく。

○一方、通貨オプションが組み合わされた円建借入金のように、現物の金融資産または金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する金融資産または金融負債への区分処理が求められている。

○すなわち、元本は債務の額により評価し、デリバティブは時価により評価する。

○これを受け、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(以下、適用指針という)により、複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産または金融負債とは区分して公正価値評価し、評価差額を当期の損益として処理することとされている(適用指針第3項)。

- (1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があること
- (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブがデリバティブの特徴を満たすこと
- (3) 当該複合金融商品について、公正価値の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

○ただし、(1)または(3)を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分しているときは、区分

経理することができる(適用指針第4項)

- なお、上記要件を満たし区分処理を行うべき場合でも、複合金融商品の全体の時価は算定・入手できるが、組込デリバティブそのものの時価は算定・入手できない場合がある。この場合、複合金融商品全体を一体として時価評価し、評価差額を当期の損益に計上することとされる(適用指針9項)。
- 日本基準では、国際的な会計基準とは異なり、複合金融商品の契約内容において、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があるか否かをもって区分処理の判断を行うこととされている。
- ここで、「**組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ**」とは、利付金融資産または金融負債の場合、原則として、組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少または金融負債の当初元本が増加若しくは当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の2倍以上になる可能性があることをいう(適用指針第5項)。
- また、組込デリバティブの経済的性格及びリスクと、現物の金融資産または金融負債の経済的性格及びリスクとが密接な関係にある場合で、過去の実績や合理的な見通しなどから、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、現物の金融資産または金融負債にリスクが及ぶ可能性はないものとして取り扱うこととされている(適用指針第6項)。

### 3. 国際的な会計基準における取扱い

#### (1) 国際財務報告基準における取扱い

- IAS 第39号においても、次の条件のすべてを満たす場合には、組込デリバティブは、主契約から分離し、IAS 第39号に基づきデリバティブとして会計処理しなければならないこととされている。

- (1) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していないこと
- (2) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当していること
- (3) 複合金融商品が、公正価値で測定され公正価値の変動を損益計算書に認識するものではないこと

#### (2) 米国会計基準における取扱い

- 米国会計基準においても、一定の特徴を有する組込デリバティブを主契約から分離してデリバティブとして会計処理しなければならない。その要件は、国際財務報告基準と同様である。

### 4. 検討事項、今後の方向性

- 論点整理では、複合金融商品の会計処理について、組込デリバティブの区分処理または金融商品全体の

公正価値評価の要件に関し、見直しの必要性を検討している。

○コメント提出の便宜のため以下の質問を掲げている。

複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。

○日本基準では、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があるか否かをもって区分処理の判断を行うのに対し、国際的な会計基準では文言上、「組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連していないこと」をもって区分処理の判断を行うこととしている。

○日本基準を維持すべきという意見、IFRS・FASBのような考え方を検討すべきという意見はそれぞれ以下のとおりである。

日本基準	IFRS・FASB
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的特徴及びリスクの密接な関連性を判断するよりも容易</li> <li>・通常の商品についてその範囲は国際的な会計基準とおおよそ重なっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物の金融商品に組込デリバティブのリスクが及ぶ可能性の有無を区分処理の判断の基礎とする場合、経済的特徴及びリスクが密接に関連していないため、その組込デリバティブの公正価値やキャッシュ・フローの変動性は、現物の金融資産または金融負債のそれと大きく異なる可能性あり</li> </ul>
→引き続き、組込デリバティブのリスクが及ぶ可能性の有無を基礎とした判断規準とすべき	→国際的な会計基準と同様に、経済的特徴及びリスクの関連性を区分処理の判断の基礎とすることが必要

○論点整理では、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえ、今後、論点として取り上げる必要があるか、引き続き検討することが考えられるとしている。